

森林審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林審議会運営規程第7条第2項の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の公表)

第2条 審議会又は部会（以下「審議会等」という。）の開催は、非公開とする場合を除き、会議の一週間前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、次の者をいう。

審議会等の許可を得て、審議会等を傍聴する者

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、会長又は部会長（以下「会長等」という。）が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第5条 審議会等を傍聴しようとする者は、所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要な事項を記入の上、申し出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会等における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、会長等の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第2号）を会長等に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第9条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

第10条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長等が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、会長等が退場を命じたとき。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成12年11月29日から施行する。